

令和4年第13回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和4年12月22日(木) 14時22分～14時35分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、
学校教育課長補佐(吉村浩一、平田隆輔、野見山和久、有吉ひろみ)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長(安藤孝市)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化課文化財保護推進室長(原孝徳)

書 記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(赤坂夏歩)

4 案件

(1) 議決事項

議案第48号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱

(2) 報告事項

報告第30号 令和4年第6回飯塚市議会定例会の結果について

報告第31号 学校給食費滞納に対する法的措置の専決処分について

報告第32号 第8回古代山城サミット飯塚大会の実施について

(3) 協議事項

教育行政について

◆令和4年第13回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和4年12月22日(木) 14時22分～14時35分)

○上田委員

ただいまより令和4年第13回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第48号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱

《説明：学校教育課長（桑原昭佳）》

議案第48号「飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱」についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員において、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則第5条第3項の規定により、解嘱となる委員が生じたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき、補欠の委員を委嘱するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき本案を提出するものでございます。

議案書2ページに今回委嘱することとなります前任、後任の委員名簿、3ページに委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任委員の残任期間となります。

以上、簡単ではございますが、議案第48号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第30号 令和4年第6回飯塚市議会定例会の結果について

《説明：教育部長（山田哲史）》

報告第30号「令和4年第6回飯塚市議会定例会の結果」につきましてご報告させていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

令和4年第6回飯塚市議会定例会が、令和4年11月30日から令和4年12月16日までの17日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の議案及び一般質問事項を次のページから掲載しております。

5ページをお願いいたします。1の議案につきまして、議案第90号「令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)」、議案第109号「飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」、議案第113号が「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における児童の転倒事故)」、議案第115号「指定管理者の指定(飯塚市立図書館)」、議案第128号「飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について提案し、いずれも原案どおり可決されています。

次に、一般質問事項につきましては、2の一般質問事項に記載のとおり、6名の議員からそれぞれご質問がありました。これらにつきましては、市議会会議録を後日配布させていただきますので、詳細につきましてはその折にご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第31号 学校給食費滞納に対する法的措置の専決処分について

報告第31号「学校給食費滞納に対する法的措置の専決処分について」ご報告いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

学校給食費の再三の納入指導・催告にも応じない滞納者に対し、飯塚簡易裁判所へ支払督促の申立てを行いました。それに対し、相手方が督促異議の申立てを行いましたので、民事訴訟法第395条の規定に

よりまして、訴訟手続きに移行したものでございます。よって、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、飯塚市長において専決処分を行ったものでございます。2件ございまして、専決日は令和4年10月24日でございます。

議案書の8ページの資料上段の「学校給食費支払督促申立後の状況」をご覧ください。今回、令和4年9月30日付で6件、183万9,850円に対し、支払督促申立てを行っております。

支払督促申立後の対応の内訳は、①訴訟手続きへ移行し、専決処分を行ったものが2件。②申立てに対し、異議及び問合せ等の応答がなく、仮執行宣言付支払督促申立を行い、債務名義を取得するものは無し。③一括納入又は分割納入に応じたため、申立ての取下げを行ったものが2件。④その他、支払督促不送達のため、今後所在確認を行い、再送達を実施するものが2件でございます。

次に、下段の「訴訟手続移行対象世帯一覧」をご覧ください。今回の対象者の滞納金額は、1件が総額502,797円、滞納月数合計は121月。もう1件が総額196,014円、滞納月数合計は49月でございます。今後も、学校給食費滞納の減少及び費用負担の公平性を確保するため、必要に応じて、法的措置を行ってまいります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

■報告第32号 第8回古代山城サミット飯塚大会の実施について

報告第32号「第8回古代山城サミット飯塚大会の実施について」ご報告いたします。

議案書9ページをお願いいたします。

第8回古代山城サミット飯塚大会を、令和4年11月10日と11日の二日間にわたり開催いたしました。本来は令和2年に開催する予定となっておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期となっていたものでございます。

サミット開催の趣旨としましては報告書中段にも記載しておりますが、文化財保護意識の高揚や古代山城のまちづくりへの活用などについて自治体間の意見交換や情報交換を行うものでございます。

議案書10ページの事業概要をお願いいたします。今回のサミットには、西日本にある古代山城を有する16の自治体から67名が本市に集いました。

11ページのタイムスケジュールをお願いいたします。一日目は、国指定史跡である鹿毛馬神籠石の現地見学を行いました。現地では地元の飯塚市立小中一貫校頼田校の小学6年生39名が9箇所に分かれ、日頃の鹿毛馬神籠石に関する学習の成果を基に参加者に説明を行いました。その後、のがみプレジデントホテルに会場を移した自治体首長会議では、古代山城に関する史跡の保存や活用について各自治体間の意見交換を行い、古代山城の魅力を広く発信していく内容の飯塚宣言を採択しました。

また、二日目は、市内の文化財等の視察を行いました。

さらに、関連事業として翌日の12日には、一般の皆様を対象に鹿毛馬神籠石の現地見学会を実施し、市内および市外から31名の参加がありました。当日は、小中一貫校頼田校の中学2年生9名が参加者への説明を行いました。

本市では初めての開催となりましたこのサミットは、古代山城に対する保存の現状や課題、また、事業の推進体制などについての提言や意見を関係自治体と交換ができ大変有益な機会であったと共に、本市としましても、このサミットから得ました教訓と参加自治体及び関係者との情報共有を継続させ、古代山城を活用したまちづくりなどの推進を今後も図っていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告第32号についての報告を終わります。

○高石委員

私も古代山城サミットに参加させていただいて、大変勉強になりましたし、楽しい時間を過ごさせていただきました。特に颯田小学校の児童の皆さんの説明も分かりやすく、すごく勉強されていて、とても有意義な時間でした。準備から当日の対応まで皆様おつかれさまでした。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第13回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和5年1月26日（木）10：30からです。